

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(災害援護資金の限度額等) 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、次の各号に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</u> <u>150万円</u> イ <u>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</u> <u>250万円</u> ウ <u>住居が半壊した場合</u> <u>270万円</u> エ <u>住居が全壊した場合</u> <u>350万円</u> (2) <u>世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</u> <u>150万円</u> イ <u>住居が半壊した場合</u> <u>170万円</u> ウ <u>住居が全壊した場合（エの場合を除く。）</u> <u>250万円</u> エ <u>住居の全体が滅失し、又は流失した場合</u> <u>350万円</u> (3) <u>第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。</u>	〔同左〕 第13条 〔同左〕 (1) <u>療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> イ <u>家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</u> <u>150万円</u> ロ <u>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</u> <u>250万円</u> ハ <u>住居が半壊した場合</u> <u>270万円</u> ニ <u>住居が全壊した場合</u> <u>350万円</u> (2) <u>世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> イ <u>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</u> <u>150万円</u> ロ <u>住居が半壊した場合</u> <u>170万円</u> ハ <u>住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）</u> <u>250万円</u> ニ <u>住居の全体が滅失し、又は流失した場合</u> <u>350万円</u> (3) <u>第1号ハ又は前号ロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。</u>

2 〔略〕 付 則 1 〔略〕 (東日本大震災に係る特例措置) 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の規定の適用については、<u>同項</u>中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用される<u>法第14条第1項</u>の規定によるものとする。	2 〔略〕 付 則 1 〔略〕 〔同左〕 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。<u>以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項<u>及び第14条</u>の規定の適用については、<u>第13条第2項</u>中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、<u>第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」</u>とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除<u>及び保証人</u>については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用される<u>法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項</u>の規定によるものとする。
---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。